

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第118号

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第8条第1項中「車両」の右に「(自転車を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

別表1備考以外の部分中 「

|       |     |
|-------|-----|
| 自動二輪車 | 400 |
| 自転車   | 200 |

 を

「

|       |
|-------|
| 自動二輪車 |
|-------|

|     |
|-----|
| 400 |
|-----|

」に改め、同表2備考以外の部分中

「

|       |
|-------|
| 自動二輪車 |
| 自転車   |

|     |
|-----|
| 600 |
| 300 |

」を

「

|       |
|-------|
| 自動二輪車 |
|-------|

|     |
|-----|
| 600 |
|-----|

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)